

〈平成22年12月1日現在〉  
**福崎まちづくり出前講座メニュー一覧表**

町職員を講師として派遣します！  
**「福崎まちづくり出前講座」をご利用ください**

町民のみなさんが知りたいこと、聞きたいことをメニューから選んでいただき、町民のみなさんが主催する会場（町内に限る）に、町職員が出向いて説明します。

町内に在住・在勤・在学している10人以上のグループの方なら、どなたでもご利用いただけます。時間は午前9時から午後9時30分までの間で、2時間以内とします。なお、開催日は、年末年始・盆を除き、平日・休日を問いません。

代表者は開催しようとする日の2週間前までに申込書を役場総務課へ提出してください。後日、担当課と調整のうえ、代表者に通知します。詳しくは、総務課（内線221）までお問い合わせください。



**総務課**

1. わがまちガイド  
町の施設をご案内！
2. 通訳派遣（英語）  
英語の通訳を派遣します
3. 選挙制度  
町長選挙、町議会議員選挙のしくみ

**企画財政課**

4. 私のまちの家計簿  
福崎町の財政状況について
5. まちの将来のすがた  
福崎町総合計画について
6. 統計から見るまちのすがた  
各種統計で比較した福崎町のすがた

**税務課**

7. 私たちの税金  
町税のしくみ
8. 住民税について  
町県民税の賦課について
9. 申告について  
確定申告の書き方について

**住民生活課**

10. 住民基本台帳、戸籍のはなし  
住基、戸籍の届出について
11. 町営（公営）住宅の管理と運営  
入居基準、管理基準等について
12. 国民年金のしくみ  
簡単なしくみの説明
13. ごみの分別とごみの行方  
出されたごみがどのように処理され、または分別されてリサイクルされているのか
14. 環境にいい暮らし方  
循環型社会をめざした生活様式について
15. 大雨・地震への備え  
地域防災の強化のために

**健康福祉課**

16. 国保を正しく知ろう  
国民健康保険制度の概要について
17. 医療制度について  
医療制度（後期高齢者医療制度含む）はどう変わったの？
18. 介護保険ってなに？  
介護保険制度について
19. このまちでいつまでも自分らしく暮らすコツ（介護予防のはなし）  
介護予防サービスの紹介や高齢者の自立を支援する方法について

**保健センター**

20. 心と体の健康づくり講座  
乳幼児から高齢者まで各世代における健康づくりについて

**産業課**

21. 福崎町の特産品  
もちむぎ類等のPR
22. ふくさきの農林業  
福崎町の農林業の現状
23. ほ場整備とむらづくり  
集落営農組織と農地の基盤整備をむすびつけ、むらづくりに発展
24. 土地のはなし  
土地の沿革、地租改正から地籍調査、里道・水路
25. 土地改良施設管理  
ため池・井堰・農業用水路等の管理
26. 福崎町の観光 **（新講座）**  
福崎町の観光資源や歳時記について

**まちづくり課**

28. 道路管理について  
道路の維持修繕対策・交通安全対策・占用と許可など
29. 道路事業・計画について  
幹線道路の調査、計画から完成までの道路事業の流れ、進め方
30. 河川利用と河川の役割について  
治水・利水・環境に関する河川の役割と河川の利用について説明
31. 公共事業の用地買収について  
公共事業用地取得における考え方と流れなど
32. 都市計画のはなし  
福崎町の都市計画について
33. 住民参加のまちづくり  
まちづくり手法・事例について
34. 建築物の安全性について  
家を建てるときに注意すべきことについて紹介、建築基準法の趣旨及び簡易耐震診断の説明

**下水道課**

35. 福崎町生活排水処理計画  
管内図により説明
36. 公共下水道のはなし  
下水道の役割・すすめ方について

**議会事務局**

37. 議会の概要  
議員数、議会活動、委員会活動
38. 議会の傍聴  
傍聴手続き
39. 請願と陳情  
請願手続きと陳情

**生活科学センター**

27. 悪質商法にご用心  
悪質商法の手口、対処方法について

**水道課**

40. 水と生活  
水を使ううえで心がけをお話します
41. 水道水のできるまで  
福崎町の水道のしくみをお話します

**文化センター**

48. 学ぼう集う文化センター  
各種講座の案内、施設の見学

**図書館**

49. おはなし会  
地域の民話や伝承を、手づくりの紙芝居や語りで行う
50. 図書館を楽しもう  
図書館を見学してもらい、いろいろな楽しみ方・利用方法などを紹介する

**学校教育課**

42. 学校 ENGLISH（イングリッシュ）ALT（小・中学校英語指導補助員）の活用による国際理解
43. 学校教育のあれこれ  
就学援助制度・教育事業の紹介、Q & A

**エルテホール**

51. エルテホールってどんなところ？  
ホール内の施設案内・見学をしてもらい、ホールを身近に感じてもらう

**体育館**

52. エンジョイ、ニュースポーツ（高齢者編）  
グラウンドゴルフ、ベタンク、ミニランボルギンなど
53. エンジョイ、ニュースポーツ（一般編）  
ソフトバレーボール、インディアカ、ターゲットバードゴルフなど

**社会教育課**

44. 文化めぐりin福崎町  
地元の文化財、文化施設、人物などをいっしょに検証する
45. 大地に埋もれた歴史  
考古資料を使って、身近な歴史を見る・触れる・考えることによって分かりやすく理解する
46. 大庄屋三木家探訪  
大庄屋三木家を臨時開放し、三木家の歴史を紹介！  
大庄屋三木家は、主屋の工事中につき建物内への入場ができないため、庭での案内となります。  
また、工事の都合上、案内できない場合もあります。
47. みんなで考えよう人権と青少年問題  
ともに明るく生きる社会をめざして！

**歴史民俗資料館**

54. 歴史を体験しよう  
まが玉づくり、土器づくり、草木染め等の体験講座です
55. 古代食を作ろう  
縄文クッキー、万葉食等の古代食を作って食べる  
ことにより、古代人の知恵と工夫を学びます

## 要介護認定者の障害者控除 対象者認定書交付のお知らせ

所得税法や地方税法では、所得申告する本人または扶養親族等が障害者に該当する場合、『障害者控除』として一定金額を所得から控除することができます。

この障害者控除の対象となる人は、一般的には、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人ですが、手帳を持っていない人でも、「年齢が満65歳以上の人で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が前記の人に準ずるものとして市町村長の認定を受けている人」も、障害者控除を受けることができます。

この判定は、介護保険の

要介護度や訪問調査等で聞き出した内容をもとに行います（要介護認定を受けているからといって、必ずしも障害者控除の対象になるとは限りません）。

確定申告に必要と思われる方は、事前に役場健康福祉課介護保険係に申請してください。認定された方には、後日、認定書を交付します。確定申告時に提出してください。

確定申告時に障害者控除対象者認定書を提出しないと障害者控除は認められません。  
お問い合わせ先  
健康福祉課 介護保険係  
(内線353)

## 住民生活課窓口からのお知らせ

毎週金曜日は午後7時15分まで窓口業務を延長しておこなっています。

対応業務は、住民票、戸籍、印鑑証明書、所得証明書、外国人登録記載事項証明書の交付です。

\*住民異動、印鑑登録は除く。



## 福崎町町制施行55周年企画

### 「心に残るふるさとの風景」 写真募集!

福崎町は今年5月3日に町制施行55周年を迎えます。これにあたり、町の施策・歴史・文化など、55年のあゆみを残すため、現在、記念要覧を作成しています。

そこで、この要覧の1ページを、いろいろな視点から見た町の風景・思い出の写真で飾るよう、みなさんの撮影した写真「心に残るふるさとの風景」を募集します。

写真のタイトル・氏名を掲載します。氏名の掲載を希望しない場合はお知らせください。  
フィルム・ネガなどの提出はご遠慮ください。  
応募作品が多数の場合など、掲載できない場合もありますので、ご了承ください。  
お借りした写真は3月下旬頃にお返しします。



思い出の一本松(新町)  
福崎太郎



はじめての歩こう会  
福崎花子

応募要件 福崎町に居住している(いた)方が町内で撮影した写真

(自然・町並み・行事などを背景にしたもの。風景のみも可。)

応募方法 写真のタイトル、撮影した年代、撮影場所、氏名、住所、連絡先電話番号を記入し、郵送またはメールでお送りください。

送付先 福崎町役場 総務課

〒679-2280 福崎町南田原3116番地の1

soumu@town.fukusaki.hyogo.jp

応募締切 2月7日(月)

問い合わせ先 総務課(内線221)

## 文化センター行事予定(1/28~2/24)

### 神崎学園

日時: 2月10日(木) 13:20~15:20 専門講座  
2月24日(木) 10:00~12:00 専門講座

### 福寿学園

日時: 2月10日(木) 10:00~12:00 専門講座  
2月17日(木) 10:00~12:00 専門講座

## 老人大学一般教養講座(公開講座)

日時: 2月24日(木) 13:20~15:00

演題: 健康を守るツボ

講師: 東洋医学師 加茂田 喬さん

\*上記公開講座は、一般の方も参加できます。





福崎の身近にある  
歴史を掘り起こそう  
～地域連携センター  
共同研究報告～

現在、福崎町では、神戸大学大学院人文科学研究科地域連携センター（以下、地域連携センター）と共同で、三木家史料の内容調査から、福崎町の歴史の掘り起こしを行っています。

その成果を、地域連携センターの先生方からみなさんに隔月で報告していただくことになりました。史料から新たにわかった三木家の姿を紹介します。

大庄屋三木家の職務

地域連携研究員 山崎善弘  
三木家は、姫路藩の大庄屋として、現在の福崎町と市川

町にまたがる神東郡辻川組（時期によって若干の変更有り）がありますが、井ノ口村・辻川村・北野村など約20か村）を範囲に職務を果たしていました。

今回は三木家史料の中の文政6年（1823）1月「諸御用日記」を素材に、その職務の一つとして、姫路藩からの御触書（一般民衆に公布した公文書）の伝達に關与する側面をみてみましょう。

例えば、文政6年4月29日に、触元大庄屋から中島組・御立組・辻川組の大庄屋に対して、大坂の実綿市場主江戸屋弥兵衛が播磨国で綿売買に携わっている農民らを自らの配下に入れようとしていることについて、姫路藩が村々にそのようなことがないよう強く申し渡した御触書が伝達されています。

触元大庄屋とは、代官からの御触書で大庄屋たちへ通達するために任命された役職です。この御触書からは、中島組・御立組・辻川組を一つの単位として御触書を伝達していたことがわかります。

しかし、これら3組が御触書の終着点ではありませんでした。その後、3組の大庄屋

20歳から国民年金

新成人のみなさん、おめでとうございませう。

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっていきます。

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病气やケガで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が

受けられないこともあり、その時に「あ、あの時に」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、役場住民生活課または姫路年金事務所へお問い合わせください。（20歳前に就職して厚生年金等に加入の方は、加入手続きは不要です。）

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きとあわせて申請してください。

国民年金の給付について3種類の基礎年金があります

**老齡基礎年金**  
65歳から生涯受けられます。  
**障害基礎年金**  
病气やケガで障害の状態になった方が受けられます。

**遺族基礎年金**  
夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。



諸御用日記  
文政6年（1823）

被保険者の種類	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業・農林漁業・学生の方など	第2号被保険者に扶養されている配偶者	会社員・公務員など
保険料	国民年金保険料【定額】15,100円（平成22年度）	・被保険者本人は保険料負担を要しない ・配偶者の加入している年金の保険者が負担	厚生年金保険料率0.16058%（平成22年度9月現在） 労使折半で保険料負担
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については平成21年4月1日からそれまでの1/3から1/2に引き上げられました		

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

問い合わせ先  
姫路年金事務所  
☎079・224・6382  
住民生活課（内線374）